

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（参考資料\_添付資料2）

変更前	変更後	変更理由
<p>9-4. 異常時の措置</p> <p>9-3. に記載する海域モニタリングにより、<u>海洋拡散シミュレーション結果や放射線影響評価に用いた濃度などとの比較検討を行い、想定している範囲内であることを確認する。平常値の変動範囲を超えた場合には、他のモニタリング実施機関の結果も確認して、原因について調査を行う。万が一、平常値の変動範囲を大きく超えるような事象が確認されるような場合には、いったん海洋放出を停止し、当該地点の再測定のほか、暫定的に範囲・頻度を拡充して周辺海域に異常がないことを確認する。</u></p> <p>このため、2022年4月から海域モニタリングの分析結果を蓄積し、海洋への放出前の平常値として把握していく。</p> <p>(中略)</p> <p>9-5. モニタリングに関するまとめ</p> <p>上記のとおり、当社、国、福島県において、海域モニタリングの取り組みが進められている中、ALPS処理水の放出前後で、海域モニタリングが強化・拡充<u>される</u>。万が一、今後、強化・拡充された海域モニタリングにおいて、異常値が検出された場合には、当社は安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止することとする。</p>	<p>9-4. 異常時の措置</p> <p>9-3. に記載する海域モニタリングにより<u>異常値が検出された場合には、一旦海洋放出を停止し、他のモニタリング実施機関の結果も確認して、原因について調査を行う。</u></p> <p><u>また、前述の「海域モニタリングでの異常値」とは、迅速に状況を把握するために行う分析の結果から海水中のトリチウム濃度が以下の①または②に該当する場合を言う。</u></p> <p><u>①：放出口付近においては、政府方針で定める放出時のトリチウム濃度の上限値である1,500Bq/Lを、設備や測定の不確かさを考慮しても上回らないように設定された放出時の運用値の上限を超えた場合</u></p> <p><u>②：①の範囲の外側においては、分析結果に関して、明らかに異常と判断される値が得られた場合</u></p> <p><u>ここで、①および②ともに、評価対象とする試料採取地点は、トリチウムの拡散シミュレーション等をもとに定めた総合モニタリング計画の試料採取地点の中から選定することとし、具体的な試料採取地点、異常と判断する設定値、および一旦海洋放出を停止した後に海洋放出を再開する場合の確認事項等、運用上必要な事項については、別途社内マニュアルで定める。</u></p> <p><u>なお、上記に加えて、総合モニタリング計画に基づくモニタリング全体において通常と異なる状況等が確認・判断された場合には、必要な対応を行う。</u></p> <p>このため、2022年4月から海域モニタリングの分析結果を蓄積し、海洋への放出前の平常値として把握していく。</p> <p>(中略)</p> <p>9-5. モニタリングに関するまとめ</p> <p>上記のとおり、当社、国、福島県において、海域モニタリングの取り組みが進められている中、ALPS処理水の放出前後で、海域モニタリングが強化・拡充<u>された</u>。万が一、今後、強化・拡充された海域モニタリングにおいて、異常値が検出された場合には、当社は安全に放出できる状況を確認できるまでの間、確実に放出を停止することとする。</p>	<p>IAEA レビューミッションにおける議論を踏まえた記載の充実</p>